

大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第6条第5項の規定により、大規模小売店舗内の店舗面積の合計を法第3条第1項の基準面積以下とする旨の届出がありましたので、法第6条第6項の規定に基づき、次のとおり当該届出の概要を公告する。

平成14年11月25日

京都市長 榎本 頼兼

1 届出者の氏名及び住所

日本土地建物株式会社

取締役社長 中島 久彰

東京都千代田区霞ヶ関1-4-1

2 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

長崎屋四条店

下京区四条通り柳馬場東入立売東町12-1

(2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が基準面積（1,000㎡）以下となった日

平成14年6月1日

3 届出年月日

平成14年10月28日

（産業観光局商工部商業振興課）